



I 学校環境衛生活動

1 学校環境衛生活動の法的根拠

かつて、学校における環境衛生は、必ずしも良好に保たれているとは言い難い状況にあり、児童生徒の健康影響が懸念された。このため、昭和33年に学校保健法（昭和33年法律第56号）が施行され、第2条には「学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断その他その保健に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない」及び第3条には「学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない」と明記され、環境衛生に関する内容が盛り込まれた。

昭和39年6月の保健体育審議会答申「学校環境衛生の基準について」において、学校における環境衛生の整備を図るため、教室内の換気・採光・照明・保温その他の衛生基準等の「学校環境衛生の基準」が示され、行政の指導指針となった。また、平成4年6月、新たに明らかとなった科学的な知見等を踏まえて内容を全面改訂した「学校環境衛生の基準」（平成4年文部省体育局長裁定）が策定され、新たなガイドラインとなった。

平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」において、学校環境衛生の維持・管理及び改善等について、「学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたところであり、その際の基準として『学校環境衛生の基準』（平成4年文部省体育局長裁定）が定められている。しかしながら、学校において『学校環境衛生の基準』に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている『学校環境衛生の基準』の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。」と提言された。

この答申を踏まえ、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定めた学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）が平成20年6月に公布され、平成21年4月1日から施行された。本改正により、法律の題名が「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められた。

学校保健安全法では、第6条に文部科学大臣が「児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維

持されることが望ましい基準」として「学校環境衛生基準」を定めることが新たに明記されるとともに、「学校の設置者」及び「校長」の責務が明確となった。学校保健安全法の施行に伴い、学校保健法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）が改正され、省令の題名も「学校保健法施行規則」から「学校保健安全法施行規則」に改められた。

文部科学省においては、学校保健安全法の規定に基づき、旧基準である「学校環境衛生の基準」の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応し得るものとなるよう必要な検討を進め、告示にふさわしい事項に厳選し、「学校環境衛生基準」（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）を策定した。

なお、学校保健法施行規則第 22 条の 3 において「学校においては、前条の環境衛生検査を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じ、施設及び設備の修繕等環境衛生の維持又は改善の措置を講じなければならない」と規定されていたが、今回の改正で、学校保健安全法第 6 条第 3 項において、「校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」と明確に規定された。

<学校教育法>

第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第 12 条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、別の法律で定めるところにより、学校の保健に必要な措置を講じなければならないとされており、これを受けて学校保健安全法が定められている。

学校環境衛生に関する主な学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の規定は、次のとおりである。

<学校保健安全法>

（目的）

第 1 条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第 3 条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
 - 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

- 第 4 条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

- 第 5 条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

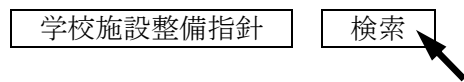
- 第 6 条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 9 条第 1 項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）第 7 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第 6 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。
- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
 - 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

なお、学校保健安全法第 6 条第 3 項に定める「その改善のために必要な措置」を以下「事後措置」という。

学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項については、「学校施設整備指針」に示されている。この指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために示されているものであり、学校における環境衛生活動にかかわる関係職員等が理解し、環境衛生活動を進める上で参考とすることは大切である。

各学校種に対応した「学校施設整備指針」については、下記の文部科学省ホームページで確認することができる。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm



<学校保健安全法施行規則>

(環境衛生検査)

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

学校保健安全法施行規則第1条に定める「他の法令」には、「学校給食法」（昭和29年法律第160号）、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号、以下「建築物衛生法」という。）、「水道法」（昭和32年法律第177号）、「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）等がある。「他の法令」の対象となる学校及び施設・設備等については、各項目において示す。

なお、学校保健安全法施行規則第1条第1項又は第2項に定める「環境衛生検査」は、以下それぞれ「定期検査」又は「臨時検査」という。

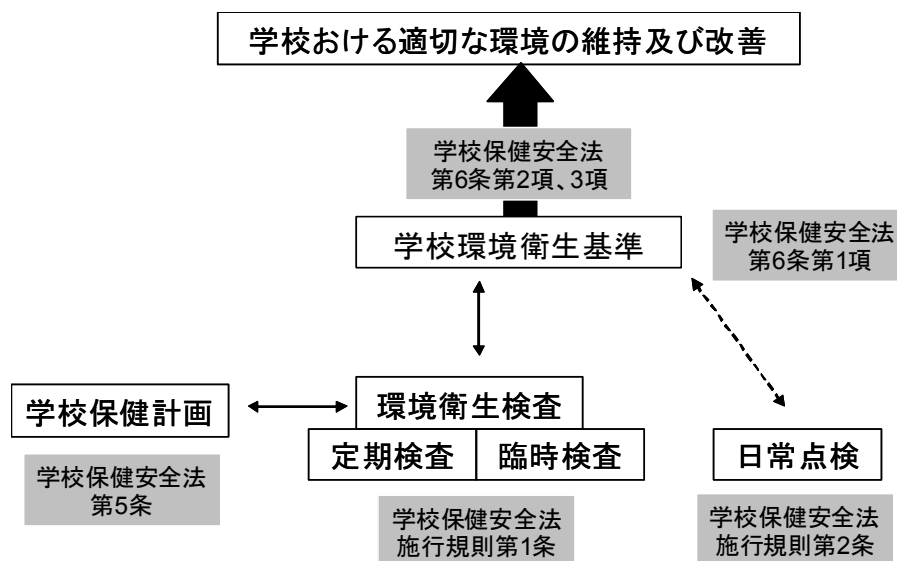
(日常における環境衛生)

第2条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

なお、学校保健安全法施行規則第2条に定める「日常的な点検」は、以下「日常点検」という。

これらをまとめると図I-1とおりでである。

図 I - 1



2 学校環境衛生活動の進め方

(1) 学校環境衛生活動とは

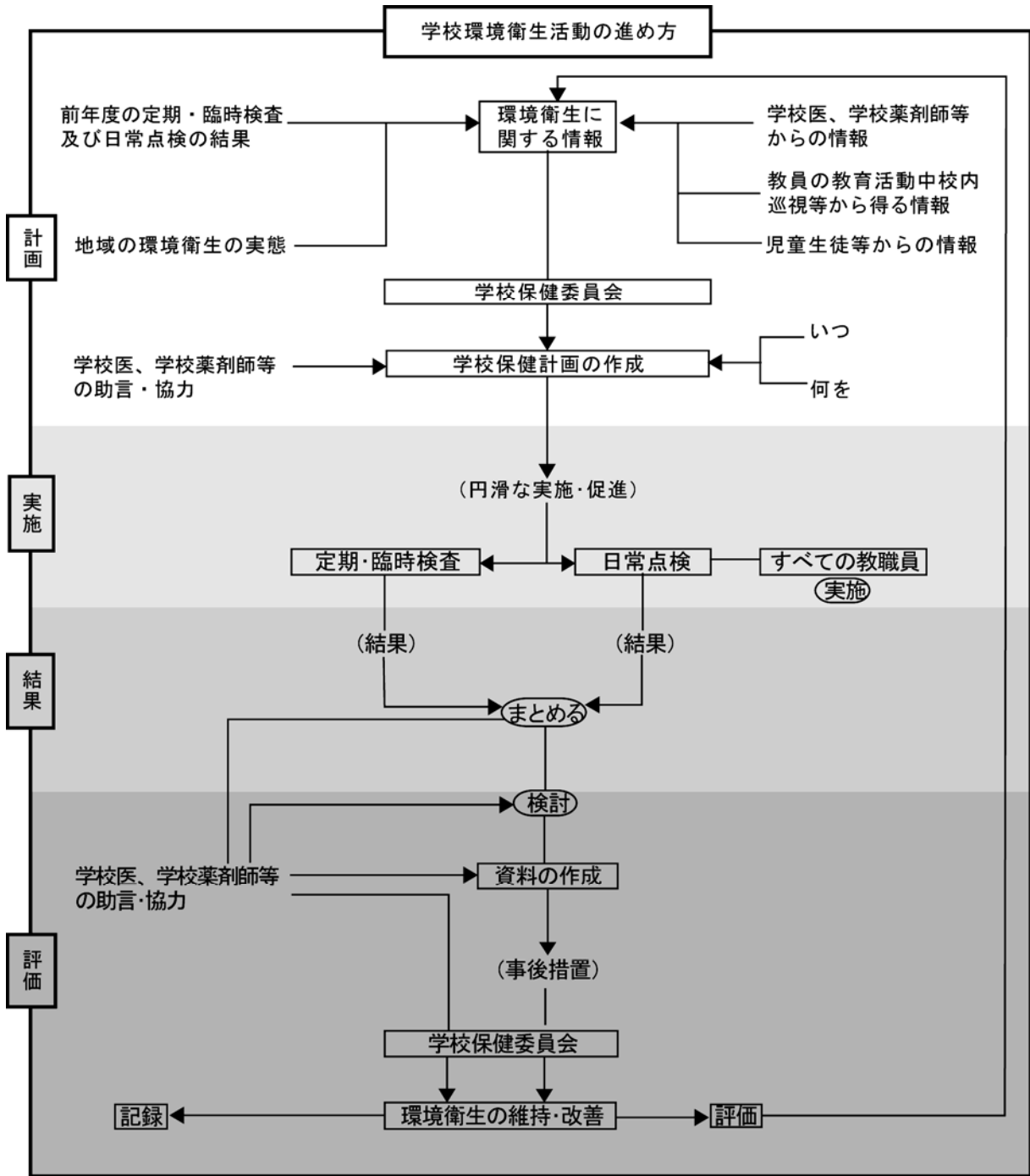
学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査について計画（以下「学校保健計画」という。）を策定し、これを実施しなければならないとされている。環境衛生検査は、毎学年定期的に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならないとされており、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとされている。校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされている。

また、学校においては、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境維持又は改善を図らなければならないとされている。

このことは、学校環境衛生活動と呼ばれており、その進め方は、図 I - 2 のようにまとめることができる。

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医及び学校薬剤師を含む。以下同じ。）が児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

図 I - 2



(2) 環境衛生活動の実施に関する関係教職員等の役割

① 学校保健計画の策定

関係教職員等：園長・校長・学長、副校長・教頭等、保健主事、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、学校薬剤師、学校医等

② 環境衛生検査実施前の事前打合せ

関係教職員等：保健主事、養護教諭、施設管理実務担当者、学校薬剤師等

③ 日常点検の実施

関係教職員等：学級担任、教科担任、園長・校長・学長、副校長・教頭等、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）等

④ 定期検査の実施

関係教職員等：学校薬剤師、検査機関、保健主事や養護教諭等

⑤ 定期検査実施後の報告

関係教職員等：園長・校長・学長、副校長・教頭等、保健主事、養護教諭、学校薬剤師、検査機関等

⑥ 定期検査結果の設置者への報告

関係教職員等：園長・校長・学長、副校長・教頭等

⑦ 学校保健委員会

関係教職員等：園長・校長・学長、副校長・教頭等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、学年主任、PTA、地域の保健関係者等

⑧ 臨時検査の実施

関係教職員等：園長・校長・学長、副校長・教頭等、保健主事、養護教諭、学校医、学校薬剤師等

学校医及び学校薬剤師に関する学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の規定は、次のとおりである。

<学校保健安全法>

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

＜学校保健安全法施行規則＞

（学校医の職務執行の準則）

第 22 条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- (2) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 法第 8 条の健康相談に従事すること。
- (4) 法第 9 条の保健指導に従事すること。
- (5) 法第 13 条の健康診断に従事すること。
- (6) 法第 14 条の疾病の予防処置に従事すること。
- (7) 法第 2 章第 4 節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- (8) 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- (9) 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第 11 条の健康診断又は法第 15 条第 1 項の健康診断に従事すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

（学校薬剤師の職務執行の準則）

第 24 条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- (2) 第 1 条の環境衛生検査に従事すること。
- (3) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 法第 8 条の健康相談に従事すること。
- (5) 法第 9 条の保健指導に従事すること。
- (6) 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

3 学校環境衛生活動の内容

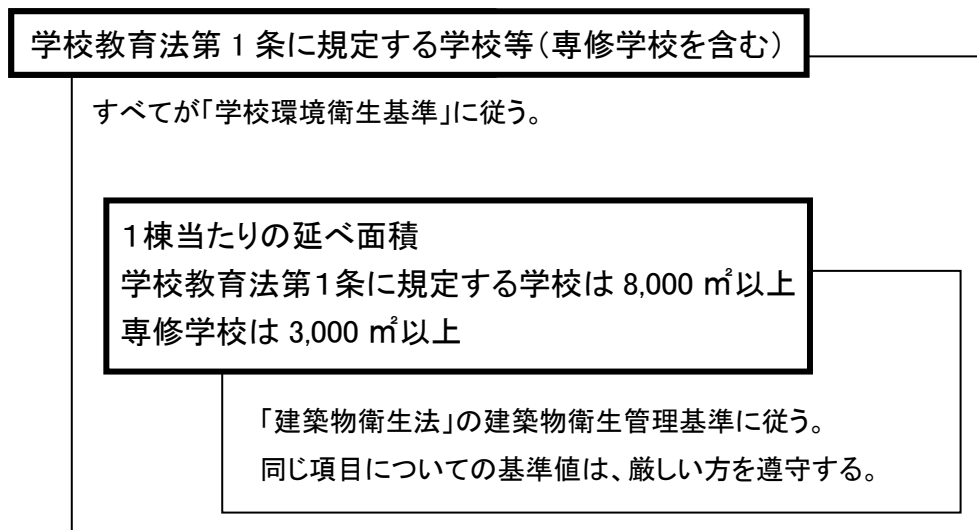
(1) 学校環境衛生活動の対象

「学校環境衛生基準」は、学校教育法第1条に規定する学校である幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に適用され、専修学校に準用される。

環境衛生検査は、検査の対象となる施設・設備等の有無によって他の法令に基づき行わなければならない場合がある。例えば、学校教育法第1条に規定する学校では、1棟当たりの延べ面積が8,000 m²以上の校舎等が建築物衛生法に規定する特定建築物となり、同法に基づく「建築物環境衛生管理基準」に従わなければならない(図I-3)。専修学校の場合は、1棟当たりの延べ面積が3,000 m²以上であれば特定建築物に該当する。また、建築物衛生法の第4条第3項では、「特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない」とされている。

校舎等が特定建築物に該当する可能性がある場合は、学校の住所地を管轄する保健所に問い合わせること。学校教育法第1条に規定する学校の校舎が特定建築物に該当する場合があることから、保健所に問い合わせる目安として例を図I-4に示す。

図 I - 3



<学校保健安全法>

(専修学校の保健管理等)

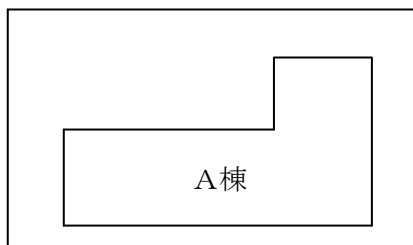
第32条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 (略)

3 第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第13条から第21条まで及び第26条から前

条までの規定は、専修学校に準用する。

図 I - 4

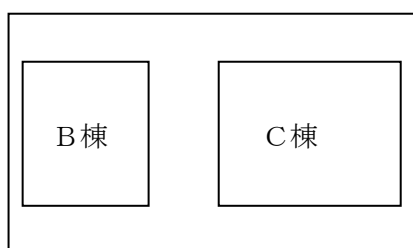


例 1

A棟の延べ面積が 8,100 m²の場合。⇒該当

A棟の延べ面積が 7,900 m²の場合。⇒非該当

(1棟当たりの延べ面積が 8,000 m²以上であれば該当する。
8,000 m²を超えなければ非該当である。)

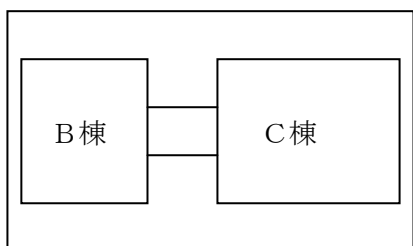


例 2-1

B棟の延べ面積が 4,000 m²、C棟の延べ面積が 5,000 m²であり、それぞれが独立している場合。

⇒B棟、C棟共に非該当

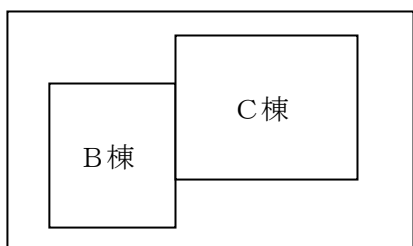
(それぞれ独立した校舎であり、B棟、C棟共に1棟当たりの延べ面積が 8,000 m²以上でないから非該当である。)



例 2-2

B棟の延べ面積が 4,000 m²、C棟の延べ面積が 5,000 m²で合計 9,000 m²となり、B棟とC棟が渡り廊下で接続されている場合。

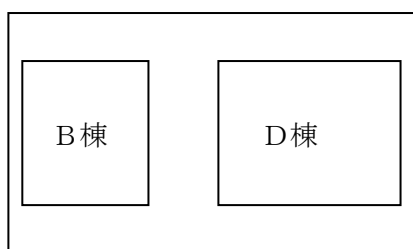
⇒該当適否について、保健所に確認すること。



例 2-3

B棟の延べ面積が 4,000 m²、増築したC棟の延べ面積が 5,000 m²で合計 9,000 m²であり、内部で接続している場合。

⇒該当適否について、保健所に確認すること。



例 3

B棟の延べ面積が 4,000 m²、D棟の延べ面積が 9,000 m²であり、それぞれが独立している場合。

⇒B棟は非該当、D棟は該当

(それぞれ独立した校舎であり、D棟は1棟当たりの延べ面積が 8,000 m²以上であるから該当する。)

なお、上記例以外にも特定建築物に該当する例があることから、不明な場合には保健所に問い合わせること。

学校給食施設及び設備の衛生管理については、学校給食法に規定する「学校給食衛生管理基準」(平成 21 年文部科学省告示第 64 号)に基づき、学校薬剤師等の協力を得て定期的に検査を行うこととされている。なお、参考資料として「学校給食衛生管理基準」は、P160 に示している。

(2) 学校保健計画

学校保健安全法の第 5 条では、学校においては、環境衛生検査について計画を策定し、これを実施しなければならないとされている。そのためには、地域や各学校の実情に応じた適切な学校保健計画の立案が必要である。学校の学校環境衛生活動の 1 年間について、下記に一例をあげる。

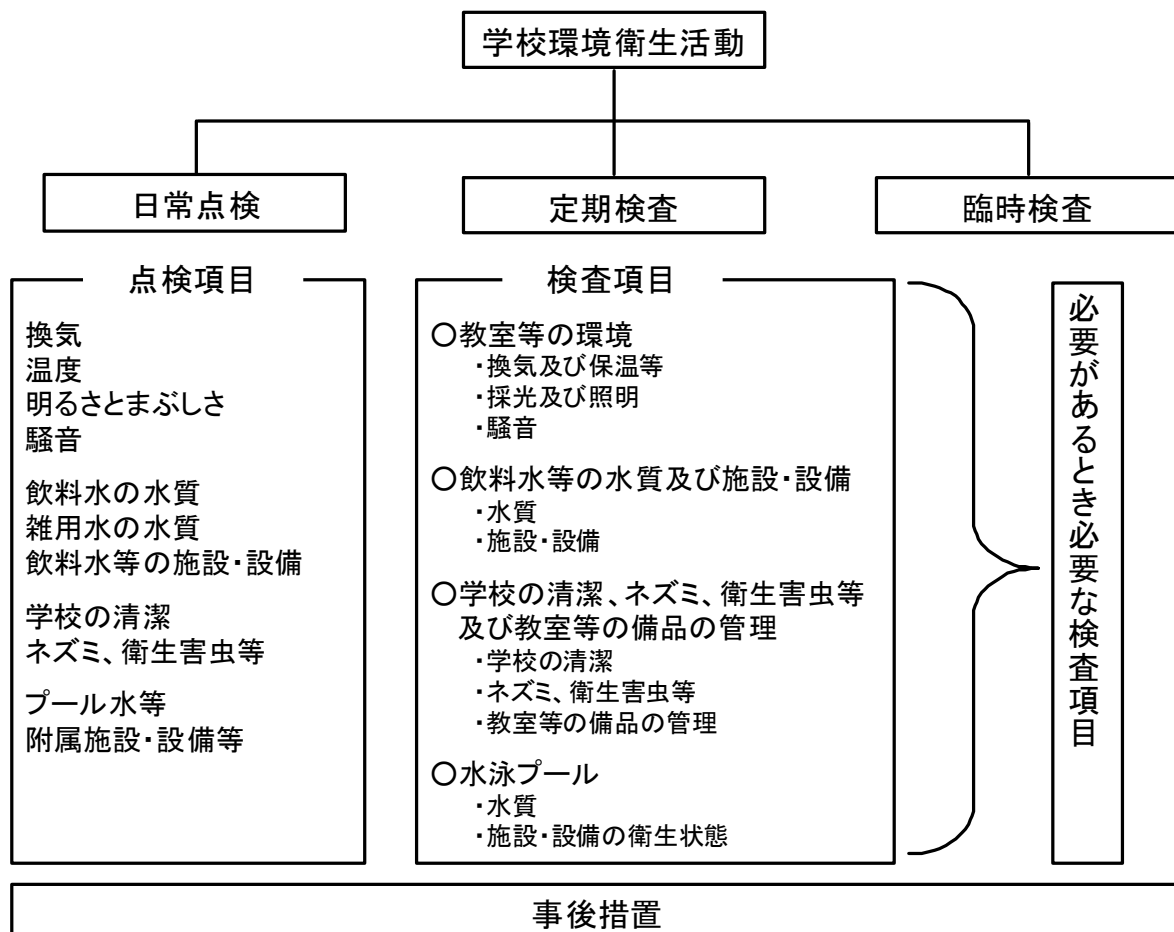
学校環境衛生活動の一年間 (例)

月	活動内容 (主に定期検査)
4 月 ┆ 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健計画の確認及び修正 ・ 机、いすの高さ、黒板面の色彩の検査 ・ 照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・ 飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・ 水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査 ・ 雑用水の水質及び施設・設備の検査
7 月 ┆ 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・ ネズミ、衛生害虫等の検査 ・ 水泳プールの水質の検査 ・ 大掃除の実施の検査 ・ 揮発性有機化合物の検査 ・ ダニ又はダニアレルゲンの検査
10 月 ┆ 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・ 雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・ 大掃除の実施の検査
1 月 ┆ 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・ 大掃除の実施の検査 ・ 雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ・ 学校保健委員会 (定期検査の報告及び評価) ・ 学校保健計画案の作成 (学校環境衛生活動に関する計画立案)

(3) 定期検査、日常点検及び臨時検査

「学校環境衛生基準」に示される定期検査、日常点検及び臨時検査の概略は図 I - 5 のとおりである。

図 I - 5



① 定期検査

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて事後措置を講ずるためのものである。検査の実施に当たっては、その内容により、学校薬剤師が自ら行う、学校薬剤師の指導助言の下に教職員が行う、又は学校薬剤師と相談の上外部の検査機関に依頼することなどが考えられるが、いずれにしても各学校における検査の実施について責任の所在の明確化を図り、确实及び適切に実施することに留意しなければならない。

特に、検査機関に検査を依頼する場合にあっては、検査機関に任せきりにするのではなく、検査計画の作成、検体採取（又は検体採取立会い）、結果の評価等については、学校薬剤師等学校関係者が中心となって行い、適切な検査の実施に努めなければならない。

なお、学校薬剤師を置いていない大学においては、保健所等に相談して信頼できる検査機関に依頼するなど、適切に実施することが求められている。

② 日常点検

日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時等などにおいて、主として感覚的にその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講じるためのものである。その際、校務分掌等に基づいて実施するなど、教職員の役割を明確にする必要がある。また、それらの結果については、定期検査及び臨時検査を実施する時の参考となるようにすべきである。

学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられる。その際、教職員が指導するなど、日常点検等が適切に行われるようにする必要がある。

③ 臨時検査

臨時検査は、下記に示すような場合、必要があるときは、必要な検査を行うものである。なお、臨時検査を行う場合、定期検査に準じた方法で行うものとされている。

- ・ 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- ・ 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ・ 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- ・ その他必要なとき。

